## １６　規則別表第１の７の項に掲げる事業（以下「公有水面埋立事業」という。）

| 環境要素の区分（細区分） ＼ 影響要因の区分（細区分） | | | | 工事の実施 | | 土地又は工作物の存在及び供用 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 堤防及び護岸の工事 | 埋立ての工事 | 存在 埋立地又は干拓地の |
| 測及び評価されるべき環境要素 状態の保持を旨として調査、予 環境の自然的構成要素の良好な | 大気環境 | 大気質 | 粉じん等 | ○ | ○ | |
| | | 騒音 | 騒音 | ○ | ○ | |
| | | 振動 | 振動 | ○ | ○ | |
| | 水環境 | 水質 | 水の濁り | ○ | ○ | |
| | | | 水の汚れ | | | ○ |
| | 土壌に係る環境その他の環境 | 地形及び地質 | 重要な地形及び地質 | | | ○ |
| れるべき環境要素 査、予測及び評価さ 的保全を旨として調 及び自然環境の体系 生物の多様性の確保 | 動物 | | 重要な種及び注目すべき生息地 | ○ | ○ | ○ |
| | 植物 | | 重要な種及び群落 | ○ | ○ | ○ |
| | 生態系 | | 地域を特徴づける生態系 | ○ | ○ | ○ |
| れるべき環境要素 予測及び評価さ を旨として調査、 な触れ合いの確保 人と自然との豊か | 景観 | | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 | | | ○ |
| | 人と自然の触れ合いの活動の場 | | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | ○ | ○ | ○ |
| き環境要素 評価されるべ より予測及び の量の程度に 環境への負荷 | 廃棄物等 | | 廃棄物 | ○ | ○ | |
| | | | 建設工事に伴う副産物 | ○ | | |
| き環境要素 び評価されるべ て調査、予測及 射性物質につい 一般環境中の放 | 放射線の量 | | | ○<br>※ | ○<br>※ | |

備考

１　○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

２　この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる公有水面埋立事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

ア　建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行う。

イ　道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行う。